

令和3年9月29日

新型コロナウイルス感染症にかかる埼玉県の協力要請を踏まえた本市の対応について

■概要

国において、令和3年9月28日、埼玉県に対する新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、同年9月30日をもって、解除することが決定した。

これを受け、埼玉県から、「埼玉県における令和3年10月1日以降の段階的緩和措置等について」が示された。

そこで、本市では、市有施設及び市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおり対応することとした。

記

1 市有施設の取扱いについて

期間：令和3年10月1日（金）から同年10月24日（日）まで

午後9時以降及び午後9時をまたぐ貸出時間区分については、既に施設利用の予約が行われている場合などを除き、施設の貸出等を行わない。

なお、原則、「埼玉県における令和3年10月1日以降の段階的緩和措置等について」の「県主催イベント等及び県有施設の取扱い」に準じて対応するものとする。

学校体育施設開放事業については、令和3年10月16日（土）から再開し、上記と同様の取扱いとする。

2 市主催イベント等の取扱いについて

期間：令和3年10月1日（金）から同年10月30日（土）まで

市主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

なお、原則、「埼玉県における令和3年10月1日以降の段階的緩和措置等について」の「イベント等の開催制限」を遵守しつつ、「県主催イベント等及び県有施設の取扱い」に準じて対応するものとする。